

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:日本学生支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
本部事務所 建物賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	国立大学法人東京工業大学 東京都目黒区大岡山2-12-1	賃借建物は本機構本部の所在する建物であり、代替性のない建物について国立大学法人より賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため	非公表	8,876,800円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃借契約であるため	5	
札幌国際交流会館 土地賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	札幌市 札幌市中央区北1条西2丁目	本機構が設置・所有する札幌国際交流会館の敷地であり、代替性のない土地について地方公共団体より賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため	非公表	1,526,591円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃借契約であるため	5	
京都国際交流会館 土地賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	京都市 京都府京都市中京区寺町通御地上 る上本能寺前町488	本機構が設置・所有する京都国際交流会館の敷地であり、代替性のない土地について地方公共団体より賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため	非公表	12,815,179円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃借契約であるため	5	
福岡国際交流会館 土地賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	福岡市 福岡県福岡市中央区天神1-8-1	本機構が設置・所有する福岡国際交流会館の敷地であり、代替性のない土地について地方公共団体より賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため	非公表	3,191,572円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃借契約であるため	5	
大阪日本語教育センター 土地・建物賃借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	大阪市 大阪府大阪市北区中之島1-3-20	本機構が設置・所有する大阪日本語教育センターの敷地であり、代替性のない土地について地方公共団体より賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため	非公表	41,624,891円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃借契約であるため	5	
韓国事務所賃貸借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	又醍開発株式会社 韓国・ソウル特別市鍾路区雲泥洞98-78	本機構の韓国における留学促進事業の拠点として、日本への留学希望者等の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があるため、代替性のない建物について外国で賃借することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	6,403,320円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃借契約であるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
マレーシア事務所賃貸借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	個人	本機構のマレーシアにおける留学促進事業の拠点として、日本への留学希望者等の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があり、代替性のない建物について外国で賃借することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	4,226,904円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃借契約であるため	5	
タイ事務所賃貸借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	JTK (THAILAND) Ltd. No.188 Silom Road, Suriwongse Sub-District, Bangrak District, Bangkok 10500	本機構のタイ国における留学促進事業の拠点として、日本への留学希望者等の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があり、代替性のない建物について外国で賃借することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	4,272,524円	—	—	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃借契約であるため	5	
仙台第一国際交流会館 清掃業務	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	株式会社補産業 宮城県仙台市青葉区国分町1-8-14 仙台協立第二ビル7階	対象となる仙台第一国際交流会館は、財団法人宮城県国際交流協会と本機構により合築され、共同管理で運営されている施設である。管理運営については「管理運営に関する覚書」の取り決めに基づき共同で行うこととしており、効率的な管理上、一体不可分な施設として合築先と業務を共同で実施する必要があり、協議の結果、合築先において調達を行い、負担割合に基づき契約を行う必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	3,188,110円	—	—	財団法人宮城県国際交流協会と本機構により合築され、共同管理で運営されている施設において、「管理運営に関する覚書」の取り決めに基づき共同で行うこととしており、効率的な管理上、一体不可分な施設として合築先と業務を共同で実施する必要があり、合築先において調達を行い、負担割合に基づき契約を行う必要があるため	4	
金沢国際交流会館 清掃管理業務	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	株式会社文教コーポレーション 石川県金沢市西念4-18-40	当該施設は、財団法人石川県国際交流協会との合築施設であり、共同管理で運営されている施設である。管理運営については「管理運営に関する覚書」の取り決めに基づき共同で行うこととしており、効率的な管理上、一体不可分な施設として合築先と業務を共同で実施する必要があり、協議の結果、合築先において調達を行い、負担割合に基づき契約を行う必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	1,441,427円	—	—	財団法人石川県国際交流協会との合築施設であり、共同管理で運営されている施設において、「管理運営に関する覚書」の取り決めに基づき共同で行うこととしており、効率的な管理上、一体不可分な施設として合築先と業務を共同で実施する必要があり、合築先において調達を行い、負担割合に基づき契約を行う必要があるため	4	
仙台第一国際交流会館 警備業務	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	株式会社補産業 宮城県仙台市青葉区国分町1-8-14 仙台協立第二ビル7階	対象となる仙台第一国際交流会館は、財団法人宮城県国際交流協会と本機構により合築され、共同管理で運営されている施設である。管理運営については「管理運営に関する覚書」の取り決めに基づき共同で行うこととしており、効率的な管理上、一体不可分な施設として合築先と業務を共同で実施する必要があり、協議の結果、合築先において調達を行い、負担割合に基づき契約を行う必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	2,240,879円	—	—	財団法人宮城県国際交流協会と本機構により合築され、共同管理で運営されている施設において、「管理運営に関する覚書」の取り決めに基づき共同で行うこととしており、効率的な管理上、一体不可分な施設として合築先と業務を共同で実施する必要があり、合築先において調達を行い、負担割合に基づき契約を行う必要があるため	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
金沢国際交流会館 管理人業務及び防災設備等 機器保守点検業務	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	株式会社北陸総合防災センター 石川県金沢市上安原町117街区1	当該施設は、財団法人石川県国際交流協会との合築施設であり、共同管理で運営されている施設である。管理運営については「管理運営に関する覚書」の取り決めに基づき共同で行うこととしており、効率的な管理上、一体不可分な施設として合築先と業務を共同で実施する必要があり、協議の結果、合築先において調達を行い、負担割合に基づき契約を行う必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	1,812,321円	—	—	財団法人石川県国際交流協会との合築施設であり、共同管理で運営されている施設において、「管理運営に関する覚書」の取り決めに基づき共同で行うこととしており、効率的な管理上、一体不可分な施設として合築先と業務を共同で実施する必要があり、合築先において調達を行い、負担割合に基づき契約を行う必要があるため	4	
国際交流会館等 管理運営業務	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	財団法人日本国際教育支援協会 東京都目黒区駒場4-5-29	本機構が設置する全国14箇所の国際交流会館等には、世界数十カ国からの外国人留学生在が居住しており、生活習慣・宗教等文化的な背景による諸問題の解決手段を熟知した組織による安定した継続的な管理運営と全会館同質のサービスを提供する必要がある。財団法人日本国際教育支援協会は発足の際に過去50年に渡る国際交流会館等管理運営のノウハウと高い専門能力を有する職員を承継しており、外国人留學生に対して教育的な立場からのサービス提供能力や居住施設の管理能力において優れており、このような組織は他に存在しないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	450,000,000円	—	1人	本機構が設置する全国14箇所の国際交流会館等には、世界数十カ国からの外国人留學生が居住しており、生活習慣・宗教等文化的な背景による諸問題の解決手段を熟知した組織による安定した継続的な管理運営と全会館同質のサービスを提供する必要がある。管理運営のノウハウと高い専門能力を有する職員を承継した組織により実施する必要があるため	19	広島国際交流会館及び大阪第二国際交流会館は市場化テスト民間競争入札の落札者により実施する。市場化テスト民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る会館の民間競争入札を更に推進する。
「奨学金貸与・返還・情報個別管理システム(イクシス)」使用機器の賃貸借及びプログラム・プログラムの使用	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	株式会社日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該システムは(株)日立製作所が開発したシステムであり、この基本ソフト及び機器上でなければ動作せず、この基本ソフトの著作権を同社が有し競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	465,283,344円	—	—	現在、奨学金業務で使用している当該システムは(株)日立製作所が開発したシステムであり、この基本ソフト及び機器上でなければ動作せず、この基本ソフトの著作権を同社が有し競争を許さないため	19	
TCSソフトライセンス利用許諾	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	株式会社アイティフォー 東京都千代田区一番町21	延滞債権管理システム(TCS)を開発し、著作権を有する会社でなければできないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	11,894,400円	—	—	延滞債権管理システム(TCS)を開発し、著作権を有する会社でなければできないため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
文書決裁及び決裁済文書管理システム保守	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	当該システムは業務パッケージソフト(ArcFort)をカスタマイズして構築したシステムであり、著作権を有する会社からでなければ保守できないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	2,891,700円	—	—	当該システムは業務パッケージソフト(ArcFort)をカスタマイズして構築したシステムであり、著作権を有する会社からでなければ保守できないため	19	
日本留学試験国外実施業務(ソウル会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	韓日協会 韓国・ソウル特別市瑞草区瑞草洞 1319-11	本試験の国外実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められると共に、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	19,002,367円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験国外実施業務(釜山会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	社団法人釜山韓日交流センター 1501-2 Hanshin VAN O/T, 660-1 Jeonpo2-Dong, Busanjin-Gu, Busan, 614-744	本試験の国外実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められると共に、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	8,263,363円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験国外実施業務(台北会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	財団法人語言訓練試験中心 台北市辛亥路2段170号	本試験の国外実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められると共に、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	8,417,392円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
日本留学試験国外実施業務 (クアラルンプール会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	Japan Graduates' Association of Malaysia (JAGAM) (マレーシア元留日学生協会) No.88, Jalan SS 2/4, 47300 Petaling Jaya, Selangor	本試験の国外実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められると共に、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	1,927,430円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験国外実施業務 (バンコク会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	Old Japan Students' Association, Thailand (OJSAT) (タイ国元日本留學生協会) 2nd Floor Sibunruang 2 Building, 1/7 Convent Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500	本試験の国外実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められると共に、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	1,524,310円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験国外実施業務 (ニューデリー会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	Mombusho Scholars Association of India (MOSAI) (インド文部省留學生協会) 1209-1211, 12th Floor New Delhi House 27,Barakhamba Road New Delhi	本試験の国外実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められると共に、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	1,172,950円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験国外実施業務 (ジャカルタ会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	University of Indonesia (Center for Japanese Studies) (インドネシア大学日本研究センター) Kampus UI Depok, Depok 16424	本試験の国外実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められると共に、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	2,193,272円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
日本留学試験(第1回)実施業務(札幌大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	学校法人札幌大学 北海道札幌市豊平区西岡3条7丁目 3番1号	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	2,052,820円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(宮城大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	宮城大学 宮城県黒川郡大和町学苑1番	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	1,959,430円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(群馬大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	国立大学法人群馬大学 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	2,129,531円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(日本工業大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	学校法人日本工業大学 東京都目黒区駒場1-40-14	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	3,550,115円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(淑徳大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	学校法人大乗淑徳学園 (淑徳大学) 千葉県千葉市中央区大蔵寺町200	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	1,936,000円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(国士館大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	学校法人国士館 東京都世田谷区世田谷4-28-1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	10,499,908円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
日本留学試験(第1回)実施業務(駒澤大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	学校法人駒澤大学 東京都世田谷区駒沢1-23-1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	5,327,069円	-	-	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(亜細亜大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	学校法人亜細亜学園 東京都武蔵野市境5丁目24番10号	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	3,756,784円	-	-	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(杏林大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	学校法人杏林学園 (杏林大学) 東京都八王子市宮下町476	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	3,323,485円	-	-	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(中央大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	学校法人中央大学 東京都八王子市東中野742-1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	7,635,375円	-	-	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施委託(東海大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	学校法人東海大学 神奈川県平塚市北金目1117	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	4,288,350円	-	-	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(福井県立大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	公立大学法人福井県立大学 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	2,788,643円	-	-	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
日本留学試験(第1回)実施業務(名古屋外国語大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	学校法人中西学園 (名古屋外国語大学) 愛知県日進市岩崎町竹ノ山57番地	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要があるが、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	6,293,617円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(京都造形芸術大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	京都造形芸術大学 京都府京都市左京区北白川瓜生山 2-116	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要があるが、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	1,418,120円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(大阪教育大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	国立大学法人大阪教育大学 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要があるが、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	7,795,150円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(兵庫教育大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	国立大学法人兵庫教育大学 兵庫県加東市下久米942-1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要があるが、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	4,932,620円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(神戸国際大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	学校法人八代学院 兵庫県神戸市東灘区向洋町中9-1-6	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要があるが、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	1,449,932円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第1回)実施業務(広島市立大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	広島市 広島県広島市中区国泰寺町1丁目6番34号	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要があるが、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	2,200,880円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
日本留学試験(第1回)実施業務(西南学院大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月25日	学校法人西南学院 (西南学院大学) 福岡県福岡市早良区西新6丁目2番 92号	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	4,387,641円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(北海学園大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	学校法人北海学園 (北海学園大学) 北海道札幌市豊平区旭町4丁目1番 40号	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	1,837,065円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(東北福祉大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	学校法人柗檀学園 (東北福祉大学) 宮城県仙台市青葉区国見1丁目8番 1号	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	2,613,820円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(高崎経済大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	高崎市 群馬県高崎市高松町35番地1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	1,343,933円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(埼玉大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	国立大学法人埼玉大学 埼玉県さいたま市桜区下大久保255	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	7,282,033円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(東京理科大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	学校法人東京理科大学 東京都新宿区神楽坂1-3	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	2,865,500円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
日本留学試験(第2回)実施業務(東京大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷7丁目3番1号	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要があるが、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	9,601,075円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(立教大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	学校法人立教学院 東京都豊島区西池袋3-34-1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要があるが、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	2,904,385円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(東京外国語大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	国立大学法人東京外国語大学 東京都府中市朝日町3-11-1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要があるが、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	10,331,640円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(帝京大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	学校法人帝京大学 東京都八王子市大塚359番地	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要があるが、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	5,897,454円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(横浜国立大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	国立大学法人横浜国立大学 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79番1号	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要があるが、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	3,563,940円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(金沢星稜大学会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	学校法人稲置学園 石川県金沢市御所町丑10番地1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要があるが、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	2,291,355円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
日本留学試験(第2回)実施業務(名古屋立大会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	公立大学法人名古屋立大学 愛知県名古屋瑞穂区瑞穂町字川 澄1番地	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	7,109,780円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(兵庫県立大会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	兵庫県立大学 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁 目3番3号	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	2,825,922円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(山陽学園大会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	学校法人山陽学園 (山陽学園大学) 岡山県岡山市平井1丁目14-1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	2,969,285円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(京都大会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年10月1日	国立大学法人京都大学 京都市左京区吉田本町	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	5,367,309円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(大阪大会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年10月1日	国立大学法人大阪大学 吹田市山田丘1-1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	7,497,359円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学試験(第2回)実施業務(岡山大会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年10月1日	国立大学法人岡山大学 岡山市津島中1-1-1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	1,984,018円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
日本留学試験(第2回)実施業務(九州大会会場)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年10月1日	国立大学法人九州大学 福岡市東区箱崎6-10-1	本試験の実施に当たっては、入学試験における機密保持が強く求められることから、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会が実施協力大学として決定する必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	非公表	9,319,273円	—	—	入学試験における機密の保持が必要であるため	15	
日本留学フェア(タイ)に係る海外業務	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年7月31日	Old Japan Students' Association, Thailand (OJSAT) (タイ国元日本留学生協会) 2nd Floor Sibunruang 2 Building, 1/7 Convent Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500	日本留学フェア開催国において、わが国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施する必要があるため、日本への留学経験者で構成される帰国留学生会を共催機関として実施する事案であり、タイ国内に他にこの要件を満たせる相手先がないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	10,007,690円	—	—	海外の機関を事業の共催相手として外国で契約するため	19	
日本留学フェア(韓国)に係る海外業務	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年8月7日	韓国日本留学者联合会 韓国・ソウル特別市永登浦区汝矣島 洞14-21 LG ECLAT 1129号	日本留学フェア開催国において、わが国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施する必要があるため、日本への留学経験者で構成される帰国留学生会を共催機関として実施する事案であり、韓国国内に他にこの要件を満たせる相手先がないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	17,613,849円	—	—	海外の機関を事業の共催相手として外国で契約するため	19	
日本留学フェア(インド)に係る海外業務	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月9日	Mombusho Scholars Association of India (MOSAI) (インド文部省留学生協会) 1209-1211, 12th Floor New Delhi House 27,Barakhamba Road New Delhi	日本留学フェア開催国において、わが国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施する必要があるため、日本への留学経験者で構成される帰国留学生会を共催機関として実施する事案であり、インド国内に他にこの要件を満たせる相手先がないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	3,927,633円	—	—	海外の機関を事業の共催相手として外国で契約するため	19	
日本留学フェア(マレーシア)に係る海外業務	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年9月25日	Japan Graduates' Association of Malaysia (JAGAM) (マレーシア元留日学生協会) No.88, Jalan SS 2/4, 47300 Petaling Jaya , Selangor	日本留学フェア開催国において、わが国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施する必要があるため、日本への留学経験者で構成される帰国留学生会を共催機関として実施する事案であり、マレーシア国内に他にこの要件を満たせる相手先がないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号並びに契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	1,329,045円	—	—	海外の機関を事業の共催相手として外国で契約するため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号	提供を行うことが可能な者が特定される後納郵便役務の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	401,772,601円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される後納郵便役務の提供を受ける必要があるため	9	
東京国際交流館 電気料金 (留学生宿舍分)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	提供を行うことが可能な者が特定される電気の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	50,524,390円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される電気の供給を受ける必要があるため	8	
市谷事務所 ガス料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	提供を行うことが可能な者が特定されるガスの供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	6,175,873円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定されるガスの供給を受ける必要があるため	8	
東京国際交流館 ガス料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	提供を行うことが可能な者が特定されるガスの供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	7,162,343円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定されるガスの供給を受ける必要があるため	8	
駒場国際交流会館 ガス料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	提供を行うことが可能な者が特定されるガスの供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	7,884,736円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定されるガスの供給を受ける必要があるため	8	
祖師谷国際交流会館 ガス料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	提供を行うことが可能な者が特定されるガスの供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	7,401,801円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定されるガスの供給を受ける必要があるため	8	
札幌国際交流会館 ガス料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	北海道ガス株式会社 札幌市中央区大通西7丁目3番地1	提供を行うことが可能な者が特定されるガスの供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	3,923,744円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定されるガスの供給を受ける必要があるため	8	
大阪第一国際交流会館 ガス料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	大阪ガス株式会社 大阪市中央区平野町4-1-2	提供を行うことが可能な者が特定されるガスの供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	1,827,684円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定されるガスの供給を受ける必要があるため	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
市谷事務所 水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	提供を行うことが可能な者が特定される水道の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	9,488,116円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される水の供給を受ける必要があるため	8	
東京国際交流館 水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	提供を行うことが可能な者が特定される水道の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	5,161,906円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される水の供給を受ける必要があるため	8	
東京国際交流館 再生水・下水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東京都下水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	提供を行うことが可能な者が特定される水道の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	2,989,256円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される水の供給を受ける必要があるため	8	
駒場国際交流会館 水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	提供を行うことが可能な者が特定される水道の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	4,722,023円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される水の供給を受ける必要があるため	8	
祖師谷国際交流会館 水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	提供を行うことが可能な者が特定される水道の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	5,670,962円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される水の供給を受ける必要があるため	8	
札幌国際交流館 水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	札幌市水道局 札幌市中央区大通東1丁目	提供を行うことが可能な者が特定される水道の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	7,386,310円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される水の供給を受ける必要があるため	8	
仙台第一国際交流会館 水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	仙台市水道局 宮城県仙台市太白区南大野田29-1	提供を行うことが可能な者が特定される水道の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	4,205,452円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される水の供給を受ける必要があるため	8	
金沢国際交流館 水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	金沢市企業局 金沢市広岡3丁目3番30号	提供を行うことが可能な者が特定される水道の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	2,899,143円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される水の供給を受ける必要があるため	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
大阪第一国際交流館水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	吹田市水道部 吹田市南吹田3丁目3番60号	提供を行うことが可能な者が特定される水道の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	3,048,959円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される水の供給を受ける必要があるため	8	
大分国際交流館水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	別府市水道局 別府市大字別府字野口原3088-27	提供を行うことが可能な者が特定される水道の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	4,751,504円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される水の供給を受ける必要があるため	8	
東京日本語教育センター水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	提供を行うことが可能な者が特定される水道の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	10,768,524円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される水の供給を受ける必要があるため	8	
大阪日本語教育センター水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	大阪市水道局 大阪市住之江区南港北1-14-16 WTCビル8階	提供を行うことが可能な者が特定される水道の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	4,327,756円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される水の供給を受ける必要があるため	8	
電話料金 (事務所一括分)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	提供を行うことが可能な者が特定される通信役務の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	6,666,805円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される通信役務の供給を受ける必要があるため	8	
東京国際交流館電話料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	提供を行うことが可能な者が特定される通信役務の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	6,400,608円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される通信役務の供給を受ける必要があるため	8	
東京国際交流館電話料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋3丁目10番 10号ガーデンエアタワー	提供を行うことが可能な者が特定される通信役務の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	1,305,059円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される通信役務の供給を受ける必要があるため	8	
金沢国際交流館電話料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町3番15号	提供を行うことが可能な者が特定される通信役務の供給を受ける必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため	—	1,759,433円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定される通信役務の供給を受ける必要があるため	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
東京日本語教育センター 電話料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	提供を行うことが可能な者が特定される通信役務の供給を受ける 必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細 則第23条第1項第1号に該当するため	—	2,204,222円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定 される通信役務の提供を受ける 必要があるため	8	
大阪日本語教育センター 電話料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町3番15号	提供を行うことが可能な者が特定される通信役務の供給を受ける 必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細 則第23条第1項第1号に該当するため	—	1,124,673円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定 される通信役務の供給を受ける 必要があるため	8	
通信料金 (インターネット使用料)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番6 号	提供を行うことが可能な者が特定される通信役務の供給を受ける 必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細 則第23条第1項第1号に該当するため	—	2,494,800円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定 される通信役務の提供を受ける 必要があるため	8	
通信料金 (スカラネット使用料)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋3丁目10番 10号ガーデンエアタワー	提供を行うことが可能な者が特定される通信役務の供給を受ける 必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細 則第23条第1項第1号に該当するため	—	2,454,444円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定 される通信役務の提供を受ける 必要があるため	8	
ナビダイヤル音声自動応答シ ステム(Vポータルダイレクト サービス)利用料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 北原保雄 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成20年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番6 号	提供を行うことが可能な者が特定される通信役務の供給を受ける 必要があり、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細 則第23条第1項第1号に該当するため	—	3,024,000円	—	—	提供を行うことが可能な者が特定 される通信役務の提供を受ける 必要があるため	8	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」